NAVの組織構造

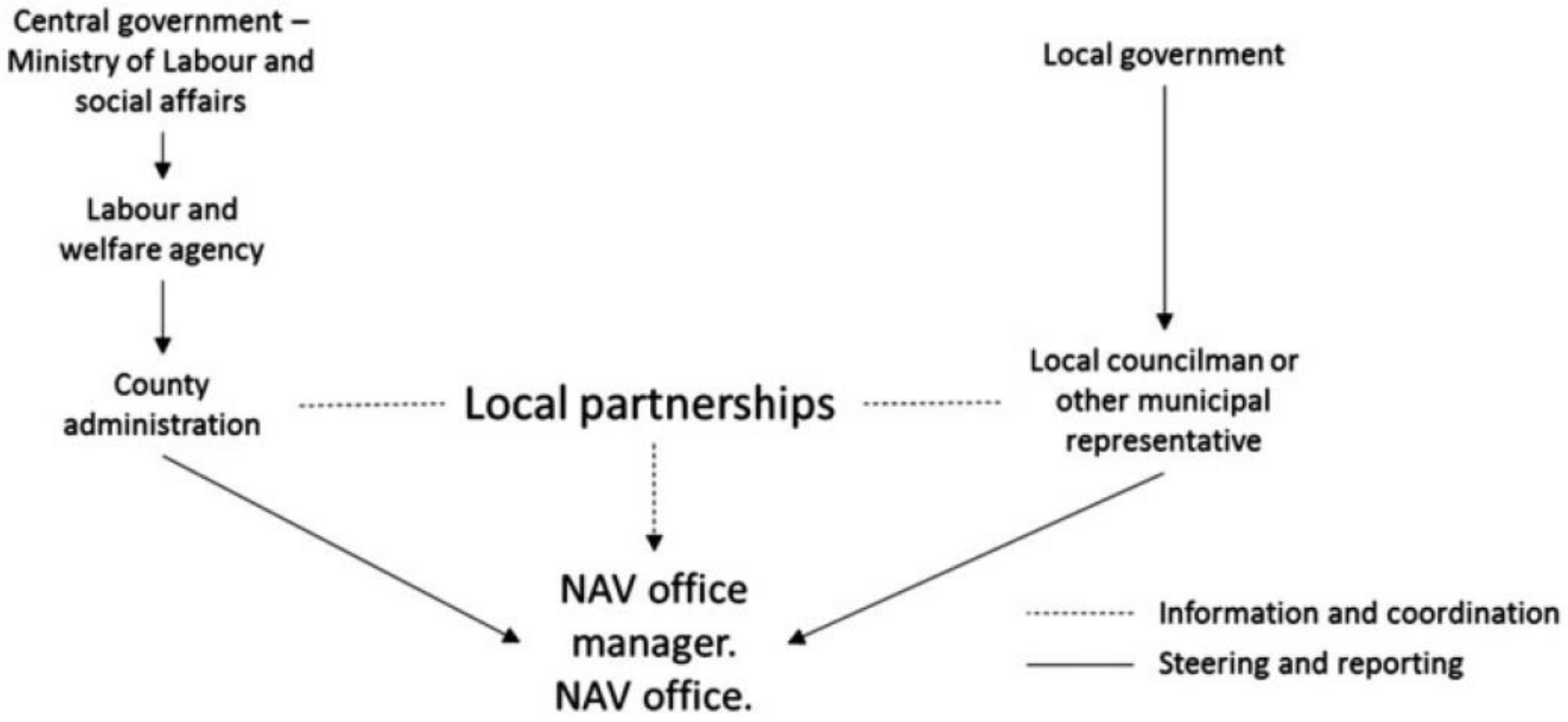

Source: Eric Breit, Knut Fossetol and Tone Alm Andreassen, From Pure to Hybrid Professionalism in Post-NPM Activation Reform: The Institutional work of frontline managers, *Journal of Professions and Organizations*, 5,28-44, 2018.

職員数と人件費

国家公務員	50.9万人	5兆944億円
国の行政機関	30万人	3兆122億円
自衛官、国会、裁判所等	27.9万人	2兆822億円
地方公務員	234万人	21兆円
公的部門合計	291.9万人	26.9兆円

削減される第一線職員

図表７－３：　ハローワークの正規職員数

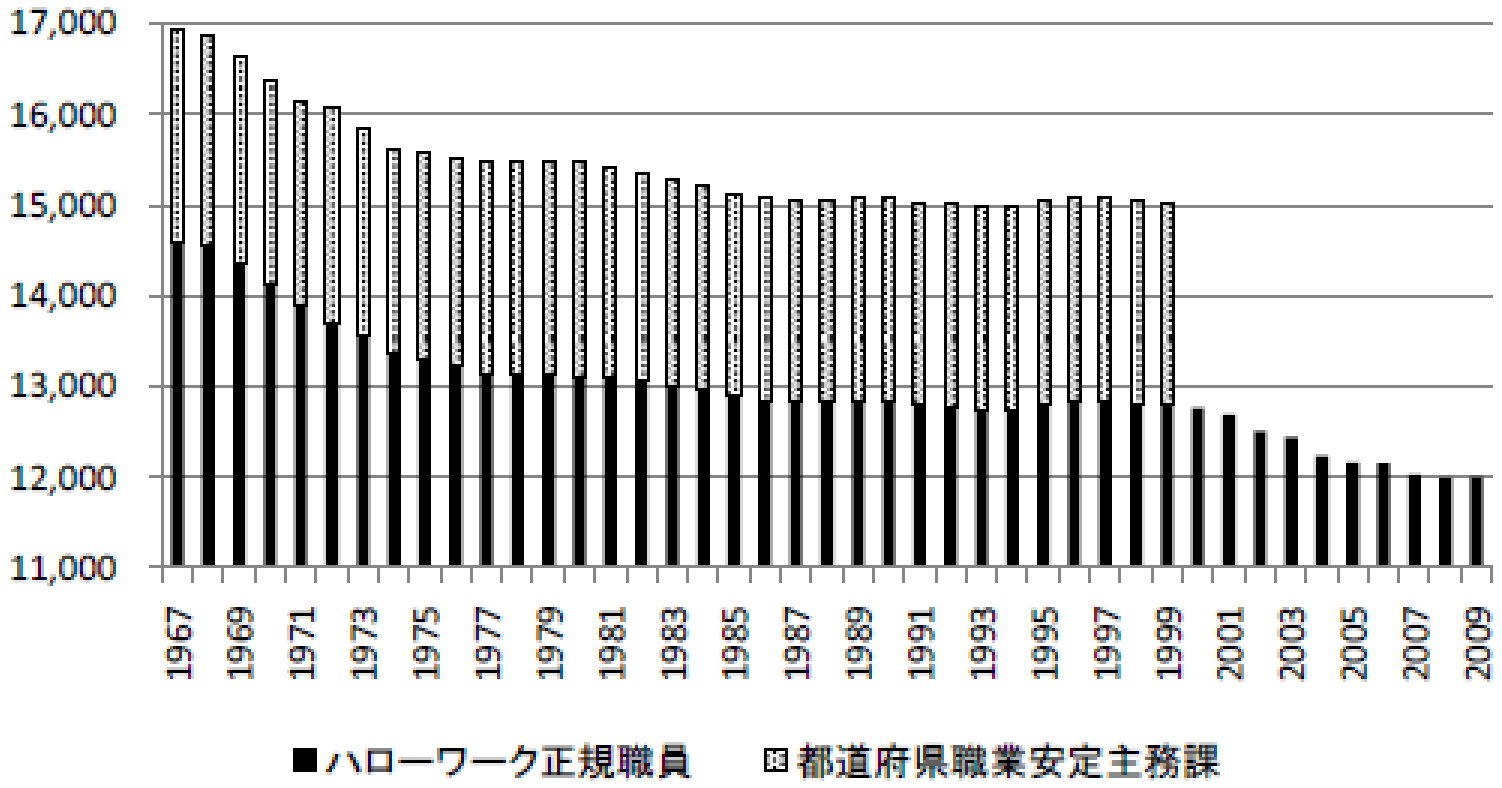

（資料出所）厚労省資料より筆者作成。

民間事業者

民間事業者

国（労働局）
ハローワーク

民間事業者

都道府県
府立職業技術専門校

連携が課題

市町村
福祉事務所

民間事業者

ポリテクセンター関西

学校

民間事業者

民間事業者

福祉施設

民間事業者

Post-NPM and changing public governance

Tom Christensen

Professor, Department of Political Science, University of Oslo, Norway

Abstract

This article focuses essentially on four issues. First, it examines the typical features of the post-New Public Management reform wave, as experienced in some of the former trail-blazing countries for NPM. Second, the manuscript asks the basic reason behind the rise of the post-NPM reforms. In this connection, the paper points to a combination of external pressure, cultural factors and actions from the political leadership to be one of the major forces which have helped emerge the new reform efforts. Third, the treatise addresses to the question of: to what extent the post-NPM reform movement has moved beyond or replaced NPM, or whether it has merely supplemented them. Fourth, the paper highlights characteristics of some of new complex and hybrid organization forms arising in the recent years. The paper contends that the organizational forms of public administration have increasingly become complex and multifunctional. It delineates the post-NPM reforms to have been rebalancing existing administrative systems in several countries. Some aspects of the old public administration have been combined with NPM and post-NPM features to create new hybrid and compound organizational forms in which governance elements coexist with other reform features. The paper finally concludes by arguing that the post-NPM reforms imply the focus of government to have increasingly shifted to horizontal coordination, in addition to enhancing political control.

The concept of working across jurisdictions has become increasingly important in public administration and management theory and practice, reflecting the increased complexity and fragmentation that New Public Management (NPM) reforms brought (Christensen and Lægreid 2010, Halligan 2010). The need for more coordination has become a focal issue. A commonly held notion is that working across organizational, jurisdictional and political/administrative boundaries will enable more efficient and/or effective policy development and implementation and service delivery.

地図情報サイト
マップナビおおさか

よくあるお問い合わせ　ヘルプ

新着情報

- 2018年9月19日　地価情報マップ　地価調査を更新しました。
- 2018年6月1日　案内地図・地形図・航空写真を更新しました。

便利情報リンク集

便利情報リンク集

地図情報の選択

防災情報マップ

防災関連施設

【震度分布予測図】

上町断層帯地震 | 生駒断層帯地震 | 有馬高槻断層帯地震 | 中央構造線断層帯地震 | 東南海・南海地震 | 南海トラフ巨大地震 | 液状化予測図

【浸水想定区域図】

淀川が氾濫した場合 | 神崎川・安威川が氾濫した場合 | 大和川が氾濫した場合 | 寝屋川水系が氾濫した場合 | 東除川が氾濫した場合 | 内水氾濫した場合 | 東南海・南海地震による津波が来襲した場合 | 南海トラフ巨大地震による津波が来襲した場合

道路種別地図情報

指定道路図【道路参考図】

まちづくり情報マップ

【都市計画情報】

用途地域 | 防火地域 | その他の地域地区 | 市街地開発事業・地区計画等 | 都市施設

【都市計画事業進捗情報】

道路（平成30年4月現在） | 公園（平成30年4月現在）

【土地利用規制に関する情報】

大阪市交通バリアフリー重点整備地区

【密集住宅市街地整備に関する情報】

優先地区・防災コミュニティ道路

【都市再生緊急整備地域に関する情報】

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域

【景観に関する情報】

景観計画区域等

【土地利用情報】

平成29年度土地利用現況 | 平成25年度土地利用現況 | 平成19年度土地利用現況

固定資産地籍図

固定資産地籍図

地価情報マップ

地価公示・地価調査 | 固定資産税路線価

施設情報マップ

施設情報

スマートフォン・タブレット・携帯電話

スマートフォン・タブレット版「マップナビおおさか」へ

携帯電話版「マップナビおおさか」へ

2次元コード

スマートフォン・タブレット用　携帯電話用

アンケートにお答えください

「マップナビおおさか」ご利用に関するアンケート

定期報告の気になる内容を分かり易く
定期報告net

全日本不動産協会 中央支部

広告募集中　広告募集中
広告募集中　広告募集中

ホームページ閲覧支援ソフト

やさしいブラウザ

https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/index.html

地図情報サイト
マップナビおおさか

施設情報マップ
- まちづくり情報マップ
- 地価情報マップ
- 防災情報マップ
- 統計情報マップ
- 白地図
- 固定資産地籍図
- 帯水層蓄熱情報マップ
- 道路種別地図情報
- 認知症支援マップ

スマホ・タブレット・携帯

スマートフォン・タブレット版「マップナビおおさか」へ

携帯電話版「マップナビおおさか」へ

2次元コード

スマートフォン・タブレット用　携帯電話用

その他

- ご利用にあたって

キーワードから探す

検索文字列：例）大阪市役所,北区中之島1-3 など　検索

住所から探す

- 区別一覧表から探します。

施設から探す

施設のカテゴリを選択して下さい。

- 官公庁
- 学校・保育所
- 公園・スポーツ
- 会館・ホール
- 文化・観光
- 警察・消防
- 医療・福祉
- 名所・旧跡
- 駅・バス停
- 駐車場・駐輪場
- 公衆トイレ
- 環境・リサイクル
- その他
- 全件表示

地図から探す

区名をクリックすると区役所を中心とした地図を表示します。

NPMと地方分権があわさるとどうなるか

↓

包括補助金とKPI
（事前規制から事後規制へ）

日本は？

自治行政権、自治立法権を妨げる法令によらない規律

たとえば、

農家民泊

保育所と幼稚園の一元化

無料職業紹介

公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送

関西3空港

NPMと地方分権

事例）　農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

特例措置の内容）一定の条件を満たせば、誘導灯、誘導標式、消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなくてもよい。

NPMと地方分権

事例）　農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

特例措置の内容）一定の条件を満たせば、誘導灯、誘導標式、消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなくてもよい。

消防法施行令第32条）　この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

NPMと地方分権

事例）　農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

特例措置の内容）一定の条件を満たせば、誘導灯、誘導標式、消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなくてもよい。

消防法施行令第32条）　この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送

道路運送法

（法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき）

第五十一条の七　法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときとは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議又は協議会において、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調つていないときとする。

（運営協議会の構成員等）

第五十一条の八　運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

一　運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二　一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三　住民又は旅客

四　地方運輸局長

五　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

六　運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行つている特定非営利活動法人等

公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送

道路運送法

（法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき）

第五十一条の七　法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときとは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議又は協議会において、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調つていないときとする。

（運営協議会の構成員等）

第五十一条の八　運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

一　運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二　一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三　住民又は旅客

四　地方運輸局長

五　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

六　運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行つている特定非営利活動法人等

https://notteco.jp/

関西３空港の在り方について

平成１７年１１月

国土交通省航空局

・　関西３空港については、関空二期２００７年限定供用、大阪国際空港の運用見直し、神戸空港の開港を踏まえた上で、関空を核としつつ、伊丹、神戸を加えた３空港をトータルとして最適運用を図るという観点から、以下のように運営されていくことが適当と考えている。

・　関西国際空港は西日本を中心とする国際拠点空港であり、関西圏の国内線の基幹空港。国際線が就航する空港は、今後とも関空に限定することが適当。２００７年の２期限定供用に向けては、平成１６年１２月の大臣合意を踏まえ、２００７年１３万回程度、２００８年１３．５万回程度の発着回数を確保すべく、利用促進が大きな課題。現在、関西国際空港全体構想促進協議会による「関西国際空港集客・利用促進事業」や地元企業による「関空利用促進宣言」などの取り組みがなされているところであるが、引き続き、地元経済界、自治体、関空会社が一体となって、関空の集客・利用促進を実施。

・　伊丹空港は国内線の基幹空港。環境と調和した都市型空港とするという観点から、平成１６年に運用見直しの方針を決定した。これにより、発着回数は総枠３７０（うちジェット枠については２００）を上限、運用時間は７時から２１時までの１４時間。また、空港整備法上の位置付けに関しては、空港整備法上の空港種別の在り方の見直しの必要性等の論点を踏まえ、第２種Ａ空港への変更につき、次期社会資本整備重点計画の策定の中で、交通政策審議会航空分科会において検討を行う。

・　神戸空港は１５０万都市神戸及びその周辺の国内航空需要に対応する地方空港。運用時間は１５時間。３空港間の役割分担を踏まえつつ、安全かつ円滑な航空機の運航の観点から、１日の発着回数は６０回、年間の発着回数は２万回程度が上限となる。

関西３空港懇談会への参加について

関西３空港（関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港）については、各空港が適切な役割分担の中でトータルとしての最適運用を果たしていくことが求められております。このため、関西３空港懇談会※においては、平成１５年より、３回にわたり、関西３空港の在り方について議論が行われてきたところですが、２００７年関空二期限定供用、大阪国際空港の運用見直し、来年２月の神戸空港の開港という状況の中、関西３空港の現状、在り方等について改めて議論するため、平成１７年１１月１４日に第４回目の関西３空港懇談会が開催され、北側国土交通大臣、航空局長等も出席いたしました。

会議においては、引き続き関空利用促進の重要性について、メンバー間での意見の一致をみたほか、国土交通省から、関西３空港の在り方について、別紙により説明を行い、了承を得たところです。国としては、今後とも、関西３空港のトータルとしての最適運用が図られ、利用者利便の向上が図られるよう努力してまいります。

※関西３空港懇談会

関西経済連合会の秋山会長の提唱により開催されることとなった会議で、地元経済界及び自治体とで関西３空港の在り方について議論することを目的としたもの。メンバーは、関経連会長のほか、大阪府知事、大阪市長、兵庫県知事、神戸市長であり、国土交通省も毎回出席。